

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度静岡県保健指導技術向上支援事業業務委託

(2) 業務内容

市町国民健康保険における保健指導業務を行う保健指導実践者の、生活習慣病の発症・重症化予防に係る保健指導のスキルアップを図るため、講義、教育訓練（O J T）、事例検討等により、最新の科学的知見に基づいた知識や技術の修得を促進する。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 5 年間に、国、都道府県又は市町村が行う保健指導実施者に対する研修の受託実績（講師等の派遣を含む。）があること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかを満たすこと。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は

「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者
イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修（実施計画・実施内容等を示すことができること。）を実施している者

- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、9,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館4階

静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課指導・助成班

電話番号 054-221-2332 FAX番号 054-221-3291

E-mail kokuho@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領、仕様書及び審査要領の配布

ア 配布期間 令和7年4月25日（火）から令和7年5月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)の担当部局宛てに、件名を「保健指導技術向上支援事業業務委託企画提案募集要領送付依頼」として電子メールを送付すること。送信アドレス宛てに募集要領の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 詳細は募集要領による

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出期限 令和7年5月30日（金）15時までに郵送又は持参（必着）

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年6月3日（火）午後の国民健康保険課が指定した時間

イ 場所 オンラインで実施予定

7 その他

(1) 詳細は募集要領、仕様書による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、契約業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した契約書を提出させ、その写しを県に提出すること。